【サービス別】各種委員会、研修及び訓練の実施回数について

令和7年11月1日

		訪問系サービス※１	通所系サービス※２	短期入所サービス※３	居住系サービス※４	施設系サービス※５	備考
委員会	虐待防止検討委員会	年１回以上	年１回以上	年１回以上	年１回以上	年１回以上	●職員へ委員会の内容の周知徹底を図ること。 ●他の委員会と一体的に設置・運営することは差し支えないが、委員会の開催に当たっては、それぞれの委員会で検討すべき内容について議論したことが分かるように記録するこ
	身体拘束等適正化委員会	―	―	年４回以上 （３月に１回以上）	年４回以上 （３月に１回以上）	年４回以上 （３月に１回以上）	
	感染対策委員会	年２回以上 （６月に１回以上）	年２回以上 （６月に１回以上）	年２回以上 （６月に１回以上）	年２回以上 （６月に１回以上）	年４回以上 （３月に１回以上）	
	事故防止検討委員	―	―	―	―	年１回以上	
研修※6	身体拘束適正化研修	―	―	年２回以上	年２回以上	年２回以上	●新規採用時には必ず研修を実施すること。
	虐待防止研修	年１回以上	年１回以上	年１回以上	年２回以上	年２回以上	●新規採用時には必ず研修を実施すること。
	感染対策研修	年１回以上	年１回以上	年１回以上	年２回以上	年２回以上	●※５は新規採用時には必ず研修を実施すること。
	BCP研修	年１回以上	年１回以上	年１回以上	年２回以上	年２回以上	●感染症BCPの研修は、感染対策研修と一体的に実施可。 ●新規採用時には研修を実施することが望ましい（※５は別に研修を実施すること）。
	事故防止研修	―	―	―	―	年２回以上	●※５は新規採用時には必ず研修を実施すること。
訓練	感染対策訓練	年１回以上	年１回以上	年１回以上	年２回以上	年２回以上	
	防災訓練	―	年１回以上	年１回以上	年１回以上	年１回以上	●※５における訓練は、昼及び夜間において行うこと。
	BCP訓練	年１回以上	年１回以上	年１回以上	年２回以上	年２回以上	●感染症BCPの訓練は感染対策訓練と、災害BCPの訓練は防災訓練と一体的に実施可。
指針	業務継続計画の策定	○	○	○	○	○	
	虐待の防止のための指針	○	○	○	○	○	
	感染症のまん延の防止のための指針	○	○	○	○	○	●施設系サービス場合は、「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針」。
	事故発生の防止のための指針	―	―	―	―	○	
	身体的拘束適正化のための指針	―	―	○	○	○	
担当者名	事故発生の防止のための委員会	―	―	―	―	○	
	虐待の防止のための委員会	○	○	○	○	○	

※１…訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、
＊居宅療養管理指導に係る虐待防止委員会、虐待防止研修、BCP研修及びBCP訓練は、令和９年３月31日までは努力義務
＊居宅療養管理指導、居宅介護支援及び介護予防支援に係る感染対策委員会は、事業所の従業者が１名であって、感染症予防のための指針が整備されている場合は、開催しないことも差し支えない。

※２…通所介護,通所リハビリテーション

※３…短期入所生活介護、短期入所療養介護

※４…特定施設入居者生活介護

※５…介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院

※６…他の研修と一体的に実施する場合であっても、それぞれの内容について研修したことが分かるように記録すること。
また、上記研修以外にも、取得している加算の要件として実施が求められている研修（看取りに 関する研修、入浴介助に関する研修など）については、計画的に実施すること。